

第1回 船橋市居住支援協議会設立準備会 議事録

日時：平成28年5月24日（火）10時00分から11時55分まで
場所：市役所9階 第1会議室
出席者：【委員】小林委員（委員長）、中島委員（副委員長）、高橋（弘）委員、林委員、高橋（孝）委員、中墓委員
【市職員】舟久保建設局長、豊田建築部長、大山福祉サービス部長、土屋高齢者福祉課長、志村地域福祉課長、五十嵐包括支援課長、斎藤地域包括ケアシステム推進室長、高橋国際交流室長、渋谷障害福祉課課長補佐、竹中生活支援課課長補佐、星野児童家庭課課長補佐
欠席：無し
事務局：【住宅政策課】栗林課長、大森課長補佐、石田計画係長、柏主事

- 【次第】**
1. 委嘱状交付
 2. 市長挨拶
 3. 委員の紹介
 4. 議事
 - （1）委員長及び副委員長の選任
 - （2）居住支援協議会について
 - （3）課題について
 - （4）今後のスケジュールについて
 5. その他
- 【資料】**
1. 船橋市居住支援協議会設立準備会委員名簿
 2. 船橋市居住支援協議会設立準備会の会議公開の取扱い基準
 3. 船橋市居住支援協議会設立準備会設置要綱
 4. 居住支援協議会について
 5. 居住支援協議会のイメージ
 6. 福岡市居住支援協議会
 7. 住宅確保要配慮者の居住支援に関するアンケート結果
 8. 住宅確保要配慮者への居住支援サービス一覧（市のサービス）
 9. 住宅確保要配慮者への居住支援サービス一覧（民間支援団体、事務所等）
 10. 住宅確保要配慮者の居住支援の充実に向けたガイドブック（一部抜粋）
 11. 高齢者等の居室内での死亡事後等に対する賃貸人の不安解消に関する調査報告書（一部抜粋）

開会

○事務局（住宅政策課長）

定刻となりましたので、ただいまより第1回船橋市居住支援協議会設立準備会を開会いたします。本日は、ご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま林委員が遅れていらっしゃるようです。

本日の会議はおよそ2時間を目途に進めていきたいと考えておりますので、議事の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 委嘱状交付

○事務局（住宅政策課長）

会議に先立ちまして、委員の皆様には松戸市長より委嘱状を交付させていただきます。
なお、市長が皆様の席に参りますので、自席でお待ちいただいて受領をお願いいたします。

〔松戸市長より各委員に委嘱状の交付〕

2. 市長挨拶

○事務局（住宅政策課長）

それでは、開会に当たり、市長から一言ご挨拶申し上げます。

○松戸市長

おはようございます。本日は大変お忙しい中、船橋市居住支援協議会の設立準備会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。そして、今回、委員を快くお引き受けいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

ご承知のように、船橋市は今、人口が62万人を超えて全国の政令指定都市を除けば一番人口の大きな市になっております。当然、若い世代の方も多く移り住んでいるということで、高齢化率そのものはゆっくりと上昇という形になっておりますけれども、ただ絶対数としての高齢者の方、特に体の変調が顕著にあらわれてくる75歳以上の方が今6万2,000人弱ですけれども、2025年には9万3,000人になるということが予測をされております。

当然、市のほうとしても今、地域包括ケアシステムということで、健康寿命を伸ばすことと同時に、介護が必要になった際のサポートをどうやっていくかということが、市政の大きな課題になっているところでもございます。その中で、特にこれからの高齢者福祉、多くの方が住み慣れたところにいつまでも住み続けたいという希望を持っておられる。そしてまた、北欧の福祉制度を見ても、やはり住まいというものが非常にこの高齢者福祉の上では大きなファクターになっているということで、市のほうとしても、今後、住まいについてどうやってサポートしていくかということをしかりとやっていかなければならないと思っております。

昨年度、高齢者居住安定確保計画というものをつくりまして、先般、新聞等でも報道されましたけれども、高齢者住み替え支援事業というものを始めました。これはいろんなニーズがあると思いますけれども、船橋市なりが一番いい形はどういったものなのかということで、この居住支援協議会設立に向けて、委員の皆様方にいろんな意見を出していただいて、そしていい形でいろんな分野の方が加わった形の居住支援協議会をつくっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。どうもありがとうございます。

○事務局（住宅政策課長）

ありがとうございました。市長は公務の都合上、ここで退席をさせていただきます。

〔林委員入室、委嘱状の交付〕

〔松戸市長、退室〕

3. 委員の紹介

○事務局（住宅政策課長）

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料1、船橋市居住支援協議会

設立準備会委員名簿をご覧ください。

まず、学識経験者の皆様でございます。

千葉大学大学院工学研究科教授、小林秀樹様でございます。

和洋女子大学家政福祉学類教授、中島明子様でございます。

続いて、関係団体の皆様でございます。

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会船橋支部副支部長、高橋弘明様でございます。

公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部京葉支部役員、林まり子様でございます。

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会、高橋孝男様でございます。

船橋市民生児童委員協議会、中葦雅幸様でございます。

以上でございます。

オブザーバーと事務局につきましては、お手元の席次表を見ていただくことで紹介は割愛させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。時間の関係がございますので、一言ずつをお願いいたします。なお、順序につきましては、席次表に沿って初めに小林委員から高橋弘明委員まで、次に林委員から中葦委員までお願いいたします。

なお、ご発言の際には、皆様の前にありますマイクのスイッチを入れてからご発言いただきますようお願いいたします。ご発言が終わりましたらスイッチをお切りください。

では、小林委員からよろしくお願いいたします。

○小林委員

一言挨拶するというのは初めて聞いたのであまり考えておりませんでした。まず居住支援協議会は、私は今、豊島区の居住支援協議会にかかわっていますけれども、この内容はその自治体に合わせていろいろと考えていけばいいと思います。これからいろいろとご協力していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島委員

和洋女子大学の中島でございます。私は居住支援協議会は板橋区でかかわっていて、相談を始めたところで、去年の10月からやっています。私が一番おもしろいのは、墨田区の密集市街地でもって空き店舗を使っているいろんなことをやっているものです。よろしくお願いいたします。

○高橋（弘）委員

宅建協会船橋支部から参りました高橋です。千葉県の役員もやっております。居住支援は県のほうにも参加をさせていただいたりしています。この会に先立つもので去年やっていた協議会で、老人の話などを聞いていた中で、実際に苦しんでいるのは老人だけではなくて障害者も多いんだなということをつい最近知りまして、今そちらのほうでも何かお手伝いができるのではないかなというように考えつつ、仕事を進めています。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

○林委員

遅くなってすみません。全日本不動産協会の千葉県本部京葉支部の林です。昨年よりいろいろとお勉強をさせていただいておりますので、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

○高橋（孝）委員

船橋市社会福祉協議会、高橋と申します。社会福祉協議会としてこの事業にどうかかわれ

るかということを勉強してきなさいということですので、よろしくお願いいたします。

○中基委員

先ほどもご紹介ありました中基ですが、船橋市の民生委員児童委員協議会に今所属しております。今回についても老人関係の業務については若干かかわっているのですが、建物のことについては全く素人ですので、皆さんのご意見をいろいろお聞かせ願いたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局（住宅政策課長）

どうもありがとうございました。

4. 議事

（１）委員長及び副委員長の選任

○事務局（住宅政策課長）

それでは、ここから議事に入りたいと思います。

議題１、「委員長、副委員長の選出」は、船橋市居住支援協議会設立準備会設置要綱第４条の規定により、委員の互選となっております。どなたかご意見、ご推薦はございますでしょうか。

中基委員、お願いいたします。

○中基委員

今、一人一人の自己紹介の中でも、他の公共団体で既に協議会にかかわっているということで小林委員と中島委員からお話がありました。このお二人は船橋市の住生活基本計画、それから高齢者居住安定確保計画にもかかわっておりましたので、見識が大変すぐれているというふうに私も拝見しておりましたので、このお二人、委員長については小林委員、それから副委員長については中島委員を推薦したいと思います。

○事務局（住宅政策課長）

ありがとうございました。ただいま中基委員から、委員長に小林委員、副委員長に中島委員とのご推薦がございました。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（住宅政策課長）

異議がないようですので、小林秀樹委員に委員長、中島明子委員に副委員長をお願いしたいと思います。

それでは、委員長席並びに副委員長席への移動をお願いいたします。

〔委員長・副委員長、座席の移動〕

○事務局（住宅政策課長）

それでは、委員長にご挨拶をいただいてから、引き続き議事の進行をお願いいたします。

なお、本日の会議終了時刻でございますが、１２時ごろを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

これから委員長を務めさせていただきます小林です。改めてどうぞよろしくお願いいたします。

千葉県における居住支援協議会は、千葉県の協議会がありますけれども、市としては非常に先進的な部類に入ると思います。その中では特に住宅と福祉の連携が非常に大切なのですが、どうやって連携していくかというのは実はこれから考えていかなければいけないことですので、船橋市の事情に照らして皆さんのお知恵を拝借して、組み立てていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続いて副委員長に選任されました中島委員から一言お願いいたします。

○副委員長

中島でございます。私は、ホームレスの人たちの支援ということでずっとボランティアをしながらやっていたのですが、住生活基本計画の中に居住支援協議会と書いてあるんです。だから、ずっとそれをやってもらいたくていろいろ働きかけたけど、最初のころは全然どこも動いてくれなくて、愛知県が最初にやってくれました。しかし、都道府県は基礎自治体を支援するという形で動いて、基礎自治体が動くのがよいのではないかとということで、船橋市が実施することが非常に効果的なのではないかと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、議事の2に入る前に、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（住宅政策課長）

それでは、資料3をご覧ください。

居住支援協議会設立準備会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関に準ずるものであるため、船橋市情報公開条例第26条の規定により、会議の公開が必要となっております。したがって、資料2にございますが、「船橋市居住支援協議会設立準備会の会議公開の取扱い基準」を制定しております。

この会議の開催につきましても、ホームページで事前に市民の皆様に周知しております。

本日の傍聴者はいらっしゃいませんでした。

この取扱い基準の規定によりまして、会議終了後に速やかに会議録を作成して閲覧に供することとなっております。

また、情報公開条例第7条に基づき、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの等については、不開示情報といたします。

なお、会議録につきましては要点記録とし、事務局で作成いたします。要点記録の考え方は読みやすく理解しやすい文章とするため、「えーと」といった言葉や、不必要な繰り返しの言葉を省略したり、文脈の乱れを直すといった、いわゆる整文処理を行います。したがって、どちらかといえば、内容的には逐語録に近いものになります。そのようにして作成した要点記録は、公開前に委員の皆様にご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。何かこの件についてご質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日傍聴の方はいらっしゃらないということですが、この会議はもし傍聴の希望の方がいらっしゃったら参加されるということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議事

(2) 居住支援協議会について

○委員長

それでは、議題の2番目ですね。「居住支援協議会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（住宅政策課長）

では、「居住支援協議会について」でございますが、「居住支援協議会設立準備会について」「居住支援協議会について」「居住支援協議会の取り組み事例について」、事務局より説明させます。

○事務局（住宅政策課課長補佐）

私、住宅政策課課長補佐の大森と申します。私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、居住支援協議会設立準備会についてご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。「船橋市居住支援協議会設立準備会設置要綱」をお配りしております。

居住支援協議会の設立を目指す背景ですが、昨年度、住生活基本計画の改定及び高齢者居住安定確保計画の策定に当たりまして、民間住宅に高齢者などが住もうとしたときに緊急連絡先がないと入居を拒まれるなど、さまざまな問題があるとご指摘があり、その対応策の一つとして居住支援協議会の設立が提案されました。

船橋市居住支援協議会設立準備会は、住宅確保要配慮者の居住に係る多様なニーズに対応するために、市の住宅部局及び福祉部局、関係事業者、居住支援団体等が連携した船橋市居住支援協議会を設立するための準備組織として設置いたしました。準備会は課題の抽出、事業計画、居住支援協議会の委員構成、会則等の必要な事項について協議していきます。

準備会の委員は学識経験者、関係団体代表で構成しております。

居住支援協議会設立準備会については以上でございます。

続いて、居住支援協議会についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

まず、居住支援協議会の概要についてご説明いたします。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法、こちらの第10条第1項によりますと、居住支援協議会は高齢者、障害者、低額所得者などの住宅の確保に配慮を要する者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするための必要な措置について、地方公共団体と宅地建物取引業者、居住に関する支援を行う団体等が協議するために組織することができるものと規定されております。

居住支援協議会の役割は、住宅セーフティネット構築のために必要な関係団体のネットワーク化や相互補完、協力体制の構築を進めるとともに、住宅確保要配慮者の居住支援に係る課題に対して解決策の検討を行い、構成団体と取り組み方策を協議、調整し、居住の支援を行うということになります。

裏面をご覧ください。こちらは今年の4月の調査でございます。各都道府県及び各市の設置状況でございますが、46の都道府県と14の市区町で設置されており、合計60の協議会がございます。近隣の市区では江東区、豊島区、板橋区、八王子市、調布市に設置されています。また、市区レベルで設置している13の協議会のうち、事務局を自治体が担っているものが8、NPOが2、住宅供給公社などの公社が2、社会福祉協議会が1となっております。

ます。

なお、居住支援協議会が行う活動支援費は、当該協議会またはその設立に向けた活動を行う者に対して国からの補助がございます。ただし、事務局を市に置いた場合、人件費や交通費などの経費は対象とはなりません。

次に、居住支援協議会の主な取り組みです。資料5をご覧ください。検討が必要な住宅確保要配慮者の入居支援の方策として、例えば保証人、緊急連絡先の身元保証や情報提供、相談窓口、空き家の利活用などが考えられます。

次に、実際の居住支援協議会の取り組み事例をご説明いたします。次は資料6をご覧ください。昨年9月に福岡のほうへ視察に行きました。こちらの取り組み事例についてご説明いたします。福岡市の居住支援協議会につきましては、福岡市が事務局を務めております。

福岡市の居住支援協議会は平成20年度に設立されており、当初は福岡県の宅地建物取引業協会と全日本不動産協会の2つの不動産団体、それと市社会福祉協議会、市の保健福祉局と住宅都市局により構成されておりました。その後、平成22年度から都市再生機構九州支社、平成25年度から福岡市住宅供給公社を構成員に加えております。

協議会の構成員ですが、住宅確保要配慮者を民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするという趣旨から、不動産業界の団体が欠かせない一方で、ほとんどの市で社会福祉協議会が参加をしています。自治体については、住宅部局と福祉部局の両方が構成員となっており、両部局の連携が必要であることがわかります。また、ほかの自治体の居住支援協議会では、地域の実情により高齢者や障害者などのさまざまな分野の福祉関係団体が加わるという構成となっております。

福岡市では高齢者実態調査の結果、高齢者であることや保証人、緊急連絡先がないことを理由に住みかえの契約を断られるという例が多くあることが明らかになりました。このため、居住支援協議会において協議を行い、他の住宅確保要配慮者より、まずは高齢者の居住支援を優先することとしたとのことであります。

次のページをご覧ください。そこで、これまで保証人がいないなどの理由により、民間賃貸住宅への入居が困難であった高齢者の入居の支援と生活支援サービスを提供する「すまいサポートふくおか」というスキームを構築して、福岡市社会福祉協議会が必要なサービスをコーディネートしております。

次のページをご覧ください。この「すまいサポートふくおか」でございしますが、定期的な安否確認による見守りサービスのほか、家賃債務の保証、死後の諸手続、家財処分、ハウスクリーニング、葬儀・埋葬の手配、成年後見受任による権利擁護など、高齢者の民間賃貸住宅への入居を阻んでいる要因を取り除くさまざまな事業により構成されております。ただし、居住支援協議会が「すまいサポートふくおか」を構成するこれらの事業の全てを直接に実施しているのではなくて、市や社会福祉協議会、民間事業者などが実施している取り組みを社会福祉協議会がコーディネーターとなり、高齢者に対して必要な支援を提供する仕組みとなっております。

また、「すまいサポートふくおか」は、厚生労働省の補助金を活用したモデル事業として実施しており、市の福祉部局が社会福祉協議会へ業務を委託しております。

「すまいサポートふくおか」の協力店として不動産店18社、支援団体として14団体を登録しています。この協力店とは、支援団体が提供する入居支援・生活支援サービスによる保証人や緊急連絡先等の補完効果を家主さんに説明し、高齢者の入居について家主さんからの協力を得て、高齢者に対して住宅を紹介する不動産事業者となります。

住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の情報提供手法として、宅地建物取引業協会のホームページ「ふれんず」に特設サイトを開設して、リアルタイムで対象物件の情報を確認できるようにしております。もう一方の不動産団体であります全日本不動産協会のホームペー

ジは全国規模のホームページシステムとなっており、改修対応ができなかったため、特設サイトによる検索とあわせて個別に対象物件を確認しているということでした。

また、入居債務保証の手法として、国の報告書でも紹介されておりました保証料を不動産会社自身が収受、運用する自社型保証という仕組みになっていて、福岡市へ確認したところ、現在のところ協力店の参画が実現できていないということから、民間の保証会社による通常保証を実施しているということでした。しかしながら、「すまいサポートふくおか」の仕組みを理解してもらい、通常保証とはいえ、緊急連絡先のない方の債務を保証できる民間保証会社と契約を締結しているということでした。

次のページをご覧ください。「ずーっとあんしん安らか事業」というものでございます。市内に居住する65歳以上の明確な契約能力を有しているが日常的な支援のできる親族がいない生活保護受給者でない方を対象としておりまして、福岡市社会福祉協議会が事前に入会金1万5,000円、年会費1万円を預かりまして、見守りサービスや葬儀・埋葬・納骨などの各種サービスを実施しています。先ほどご説明しました「すまいサポートふくおか」を構成している事業の一つでございます。

福岡市では、経済的余裕はあるが緊急連絡先を持たない高齢者を当面の支援対象者として設定し、重点化を図っており、本来、最も支援が必要な経済的余裕がなく緊急連絡先を持たない高齢者への支援については課題も多く、現在も検討の途上にあるということでございます。

事業内容としては、資料のとおり、見守りサービス、2週間に1回の電話、3カ月に1回の訪問のほか、利用者が亡くなった場合、預かった金額内での葬儀の実施や残存家財の処分を行うサービスを行っています。預託金額は50万円からとなっており、一定の財力がないと当該事業の利用は難しいと思われそうですが、現在、契約者は約140名おり、亡くなって制度の対象となった方が昨年度12名ということでした。ほかに預金通帳や実印等の預かりサービス、こちらは3,000円であるとか、入退院の付き添いサービス、1回500円から5,000円とございます。

また、このほかに社会福祉協議会に「あんしん生活支援センター」を設置し、社会福祉士が相談に対応しております。この相談業務の財源には国の交付金を充てているとのことでした。

すみません、ちょっと追加です。資料に古いデータを用いてしまったので、訂正をお願いいたします。資料4の裏面、4番のところですが、こちらは41都道府県と書いてありますが、46でございます。設置の状況、平成28年2月22日と書いてあるところが28年の4月現在ということになります。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました、まず資料3の「船橋市居住支援協議会設立準備会設置要綱」については、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。準備会の規定ですので、このままということですね。

それでは、本題の一つの次の資料4ですね。「居住支援協議会について」ということで、これについて、皆様からまず質問をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

○高橋（弘）委員

住宅確保要配慮者云々とありまして、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織

ですというのが表題に書かれているのですけれども、この民間賃貸住宅というのは、いわゆる民間賃貸住宅はわかるのですけれども、このカテゴリーの中にグループホームだとか、サ高住だとか、そういった特別な施設を含んでいるのか、いないのかによって考え方が変わってくると思うのですが、この民間賃貸住宅のカテゴリーをちょっと教えていただければと思います。

○委員長

大変大事なご質問ですね。事務局からお答えになりますか。

○事務局（住宅政策課長）

含まないものと考えております。

○委員長

民間賃貸住宅の定義は公的住宅以外を全て含むとなっているので、公的住宅というのは市営住宅、県営住宅、さらに特養とかの福祉施設、そういうものは公的な居住施設ということになりますが、それ以外は全て含みます。グループホームの多くは民間運営の住まいとなっていますので、当然含んでいいのだと思います。一応、後で確認しておいてくださいね。

○事務局（住宅政策課長）

わかりました。申し訳ありませんでした。

○副委員長

多分、法律上でいうと、民間賃貸住宅とカチカチにすればその範囲ですが、実際に相談に来た人が最も適切な居住の場をとるときには、今おっしゃったような、いろんなグループホームだとかになる可能性があるということですね。

○委員長

ということで、一応幅広く対象になるというふうに理解しながら進めていったほうがよろしいのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。ここでもし疑問があれば、どしどし出していただきたいのですけど。

かなり社会福祉協議会の話が出ていますけれども、何か引っかかるところとかはありませんか。大丈夫ですか。福岡市は随分頑張っていますね。

ほかにいかがでしょうか。

よければ、このあと福岡市の課題の内容に入りますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、またこのあと進めていって、振り返ってこの部分の質問をしていただいても結構ですので、先に進ませていただきます。

4. 議事

（3）課題について

○委員長

それでは、次の議題の3の「課題について」ということについて、事務局からお願いします。

○事務局（住宅政策課係長）

それでは、「課題について」をご説明いたします。まず、資料7をご覧ください。

こちらの資料は、昨年度3月に開催した居住支援制度庁内検討委員会準備会で挙げた意見をもとに各所属にアンケートを依頼し、その結果をまとめたものです。

1つ目の質問が、「①住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に際して、拒否されたとの相談を受けた事があるか」です。この質問に対し、「ある」と回答があったのは23%でした。その内容については、②で死亡時の残置物の整理のリスク、保証人がいない、緊急連絡先がないといった相談内容が挙げられました。これらの事例は「対応」に記載があるように、各課では対応ができないという内容でした。

続いて、「③賃貸に住んでいる単身者が死亡した場合（または死亡する前）に、遺品または残置物整理について相談を受けた事があるか」です。この質問については、38%が「ある」と回答しております。具体的な相談内容につきましては、遺品や家財、貴重品の処理について、滞納している家賃について、遺留品の腐食による被害についてなどがあり、特に単身入居者が死亡した場合には、長期間残置物が処理できないことによる被害も出ているため、大家さんや管理会社だけでなく、各課苦慮している実情がわかりました。

続いて、「⑤住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ入居する際に、どのようなサービスがあれば円滑な入居が確保できると思うか」という質問に対して、残置物の整理に係る費用の補助、身寄りのない高齢者等がみずから保証人を確保しなくても入居できるサービスまたはシステムや、収入が低くても入居できる要件の緩和、ひとり暮らし高齢者等への安否確認や家事援助などの生活支援サービス、金銭管理や財産保全、遺品整理のサービスなどが挙げられました。

続いて、「⑥その他、課題等について」ですが、現在も実施しているサービスについて、サービスの利用対象となる高齢者だけでなく、賃貸住宅のオーナーなどへの周知を徹底する。協定を結んでいる保証会社を案内しても、緊急連絡先がないと利用ができない。緊急連絡先がなくても入居できるシステムや、それを補完するサービスが必要。精神疾患や障害がある方に関しては、一時的な病状により迷惑行為等に発展してしまい、暮らし続けることが難しくなる場合があるため、転居を繰り返す方が多いのが現状。要介護状態の方が、階段の昇降のない1階の物件を探しても見つからない。医療機関受診も考慮すると、あまり遠方というわけにもいかないため、選択肢が限られる。公的、民間を含めたバリアフリー物件の情報一元化が必要。などが挙げられました。

続きまして、資料8をご覧ください。こちらの資料は各課で行っている住宅確保要配慮者への居住支援サービスについて、「入居支援」「見守り等」「生活支援」の3つに分類し、整理したものです。この一覧を見てもわかるように、既に各課でさまざまな支援があります。しかしながら、これらのサービスを取りまとめ、的確にコーディネートするためには、さきの福岡の例にもあるように、市や社会福祉協議会、民間事業者などが実施している取り組みを取りまとめ、住宅確保要配慮者に対して必要な支援を提供する仕組みが必要となります。

続いて、資料9をご覧ください。こちらの資料は、民間支援団体や事業所等が実施しているサービスを、先ほど資料6でご紹介した福岡市の「すまいサポートふくおか」で実施しているサービスの例に合わせて作成したものです。

あくまで「すまいサポートふくおか」の例と比較しての話ですが、緊急時対応や専門相談、死後のサービスについて該当がないという結果になりました。既存の支援の充実に加え、資料9で該当がないサービスや資料7の⑤にあるような、新たな支援を考えていく必要があります。

ここで追加資料ですけれども、自席にお配りしました資料10と資料11についてご説明いたします。

まず資料10をご覧ください。こちらの資料は管理会社等を対象に行った調査です。安心

居住政策研究会が出している「住宅確保要配慮者の居住支援の充実に向けたガイドブック」の一部を抜粋したものです。この日本賃貸住宅管理協会による平成27年12月の調査結果では、入居者を拒否している賃貸人の割合は単身の高齢者で8.7%、高齢者のみの世帯で4.7%という結果です。また、入居に拒否感がある賃貸人の割合は、高齢者世帯で70.2%、障害者のいる世帯で74.2%という結果が出ています。

続いて、資料11をご覧ください。こちらの資料は、平成25年3月に株式会社三菱総合研究所が国土交通省から受託を受けて行った「高齢者等の居室内での死亡事故等に対する賃貸人の不安解消に関する調査」の結果を一部抜粋しています。

入居制限を行っている業者への調査では、入居審査の条件として、年齢、連帯保証人の有無、緊急連絡先の有無が高い割合を示しています。また、介護の必要性和その程度も一定割合を占めております。

裏面をご覧ください。死亡事故に伴う原状回復や残置物処分等の費用への不安、空き室期間が続くことに伴う家賃収入減少への不安が高い割合にあります。また、死亡事故そのものへの漠然とした不安の割合も高い一方で、家賃不払いの不安は相対的には低いものの、3割程度に達しております。

このように、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できない理由はさまざまですが、主なものとしては家賃の支払いに対する不安、居室内での死亡事故等に対する不安などがあり、どちらの理由も高齢者に対する入居制限を行う理由として挙げられております。

全ての住宅確保要配慮者を対象に民間賃貸住宅への円滑な入居を目指すことは非常に難しく、課題が多く、大変困難であることから、まずは第一歩といたしまして、福岡の例にもある経済的余裕はあるが緊急連絡先を持たない高齢者を当面の支援対象者として設定し、重点化を図りつつ、徐々に支援の規模や範囲を広げていくのがよいのではないかと考えております。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

船橋市の実情に合わせて、居住支援協議会をどのように組み立てていくかということの事務局のお考えが示されたわけですが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○高橋（弘）委員

資料7のアンケートの結果という資料がありますが、これの分母と分子がわかりません。23%と77%という円グラフが出ていますが、これが①で、③もそうですけれども、分子と分母が、何を対象にどういうふうに行ったのかがわからないので、それが一つ知りたいなと思っています。

それと、「ある」「なし」に、例えば①番ですと、3課（生活支援課、児童家庭課、住宅政策課）は「ある」というふうに答えたのか、それが3だったのか。ちょっとグラフの見方とこの内容がよくわからないので、ご説明いただきたいと思います。

○委員長

お願いします。

○事務局（住宅政策課長係長）

お答えいたします。まず分母ですけれども、このアンケートに回答があった課の合計を分母としまして、「ある」「なし」をパーセントとしております。

次に、3課（生活支援課、児童家庭課、住宅政策課）が「ある」と回答した課で、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターのうち3カ所が「ある」と回答しているということです。

○委員長

分母の数は幾つですか。すぐにわからないですか。わかりました。

○事務局（住宅政策課長）

今、計算したところ、26の部署から返ってきて、そのうち6部署から「ある」という回答があったと思います。

○委員長

わかりました。どうぞ。

○高橋（弘）委員

だとすると、部署からの返答であって、アンケートの対象は市役所内の各部署であって、ここを見ると、住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に際して拒否されたとの相談を受けた事があるかとなっていますけれども、例えば1個の課で3件受けても、それは1なのか、3なのかわからないですし、その数字の様子がわからないのと、26部署を円グラフにしてもあまり意味がないのではないかと思いますけれども。すみません、そういうふうに考えました。

○委員長

どうですか、実際に不動産仲介をやられていると、こういう拒否されるような、あるいは拒否しているケースというのは結構あるんですか。

○高橋（弘）委員

拒否をするというのは、私たち不動産会社が建物を持っている場合と、私たちが大家さんに頼まれて管理している場合の2つに分けなければいけないのだと思いますけれども、大家さんは空き物件が多いときは嫌がりながらも受ける場合が最近は増えていると思います。

だから、何となく僕の感じている実態とちょっと違うかなというのが一つするのと、これからは後ろのシステム、例えば緊急連絡先をつくるとかというようなことをすれば、最近では受ける傾向になってきているのではないかなという気がするので、何となくちょっと実態が違うかなというふうに感じます。

○委員長

わかりました。林さんのほうはいかがですか。

○林委員

そうですね、厳しいです。現実には、私自身だってその方が亡くなったときに、その後の残務処理とかそういうのを考えただけで、うわーっと思うぐらいです。これを乗り越えなければいけないと思う使命感があればできるけど、でなかったらやっぱりちょっと難しいと思います。

○委員長

そうすると、残務処理のようなものを支えるサービスがちゃんとあれば貸しやすくなるということですね。

○林委員

そうですね、亡くなるという一つの人生の最後に、市の行政がどこまで介入してくれるかどうかというのは難しいと思いますね。

○委員長

どうぞ、中基委員。

○中基委員

今の関係ですけれども、私ども民生委員をやっているとして、やはり先ほど高橋（弘）委員がおっしゃったように、オーナーのほうが身元保証人ですとかそういった引受人がいないとだめというふうに、最初から不動産管理会社のほうに申し出ているケースが多いです。そうはいっても、最近、船橋市の場合にも空き家がすごく増えているので、受けてくれるのですが、その受けるのは、市の生活支援を受けています。市が家賃を保証してくれているということで、我々が一緒に付き添いで行って「民生委員さんが保証人になってくれるんですか」などと言われても「我々はならないけれども、市のほうで家賃保証するということは、亡くなったときも市のほうへ連絡すれば何らかの対応をしてくれますよ」と、不動産屋さんとオーナーを安心させるために、市がかかわっていることを伝えと、粘れば入れてくれます。

ただ、高齢で経済的余裕はあるけれどもというところについては、我々はあまりかかわっていませんが、通常ですと、私たちが数少ない経験からいくと、オーナーのほうで、ひとりで高齢者で、身元引受人とか身内がいらない人はだめと言っているケースは、ほとんど対応してくれないですね。もうその段階で「だめです。ほかを当たってください」と言われるケースが多いです。ほかの市のアンケートというか課題にも出ていましたけれども、やはり公的機関がかかわってくれているというのがすごくオーナーも不動産会社も安心してきて、相談にも乗ってくれるし、対応もしやすいという事例はあります。

○委員長

それは、いざというときに市に連絡すると、何か対処してくださるという期待があるという話ですが、実際に市のほうはそういう連絡を受けて対処したという例はあるのでしょうか。

○中基委員

実際、生活支援課が船橋市は生活保護の方たちの窓口になっているのですが、やってくれます。葬儀の連絡なんかも地域福祉課と連携したりして、何らかの形で、我々民生委員はほとんど動かなくて、亡くなりましたという情報を入れてあげるだけで、あとは全部うまく済んでいて、オーナーのほうからも苦情は来っていませんから、船橋の場合はきちっと対応されていると思います。

○委員長

今のは、主に被生活保護者の話になりますか。

○中基委員

そうですね。

○委員長

そういうことですね。わかりました。
ほかに何か、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○高橋（弘）委員

今後の話を進めていく上で、私たち不動産業者がここにせっかく参加しているので、なぜ孤独な老人を入れないのか、そういうようなことの、私たちがお酒を飲みに行ったときに話をしたりする、そういう意味でいうと本音に近い話だと思って聞いていただければと思います。

老人とか、あるいは障害者とか、いろんな居住弱者はいるのですが、まず老人について言うと、私たちは孤独な老人が亡くなってしまった姿を見たことがあるんです。ハエがたかってしまって、においがして、大変な状況であるにもかかわらず、鍵をあけて入ることができないんです。ですから、異臭がして、警察を呼んで、初めて中に入れる。私たちがおかしいなと思って鍵をあけて入ると住居不法侵入になってしまうんですね。なので、緊急連絡先の方がいらっしゃれば一緒に入ることができる。連帯保証人の方がいればその方と一緒になんですけれども、それ以外は入ることができないので、事故になってしまうことが多いし、あるいは事故になってからでないと気づかない。そういう意味でいうと、嫌悪感が一つですね。

それと、財産に関する件でいうと、これも判例で出ていますけれども、一旦そこで亡くなってしましますと数年間、3割程度値段を下げなければいけないということで、親族の方がその分を払わなければいけないとか、あるいは親族がいないとその分は大家さんが損してしまうということになるので、業者としては、これについては積極的にやらないほうが面倒ではないなというのが多分、大多数の意見だと思います。

私たちも弱い方を入れたくないのではなくて、そちらの後の煩雑さのほうが嫌でやっていないのだと思うのです。その点をまずご理解いただいて、今、私はこういう会に属しているので、例えば、統合失調症の方だとか、そういう方を積極的に入れるようにはしています。でも、こういう会に参加しているからであって、ほとんどの業者はそうではないので、なかなか入れないのだと思います。こういう会がもう少しボトムアップすれば多少は変わってくるのだろうなという気はしますけれども、まずは消費者保護法があって、私たちが、「緊急で不測の事態が生じた場合は中に立ち入ることができるものとする」というような特約条項を書いても、もしかするとこれが無効になってしまうおそれがあります。だから、そのあたりの言葉の法整備ができれば、やたらに鍵をあけることはありませんけれども、少なくとも電話をかけても出なければ鍵をあけてもいいというような整備ができれば、もう少し変わるのかなという気がします。

ですから、その辺のことを考えておいていただければ、私たちが嫌がっている理由はそういうことであって、何か特別な事情があるわけではなくて、とにかく、入れてあげたいけれど、という状況であるということをご理解いただければと思います。

○委員長

この「すまいサポートふくおか」ってありますよね。何ページになりますか、資料6の2枚目にサービスが書いてありますが、こういうのが船橋市で整うと貸しやすくなりそうですか。どうですか。

○林委員

そうですね。さっきからすごいなと思って見えています。

○委員長

なるほど。では、中墓委員。

○中墓委員

今のご意見はもっともだと思うんですね。船橋の場合には生活保護を受けている方に対しては結構万全の体制が敷かれていると思います。ただ、経済的に余裕があって、身内がいないという方については、原則、市も関与しないのは確かです。

これは市の高齢者福祉課だったと思います。緊急連絡通報装置を、1,000円以内だと思うのですが、借り上げてやる制度があって、これを申し込むと市がかかわってきます。実際には市が責任を持つのですが、今現状では民間の警備会社に委託しています。

おひとり住まいだと、今までは定期的な見回りをしていましたが、そうではなくて、家の中の必ず1日1回通過するようなところにセンサーをつけて、そのセンサーが働かないと警備会社が見に行くシステムになっています。しかも、鍵は原則預ける。要するに合鍵を市のほうに預ける。市が預かって、それが警備会社の責任で預かっていることになるので、何かおかしいなと思ったときには入ることができることが前提になっています。

先ほど高橋（弘）委員が言ったのはまさに課題だと思うのですが、我々民生委員が見守りをしているときには、全く高橋（弘）委員と同じように中へ入れなかったんです。警察を呼んでも、「民生委員さんが入っていいと言えどドアを壊します」とかと言われて、我々もそれはできないということで、なかなか入れなかったのですが、最近はよく見回っている場合には様子がわかるので、確実に中で倒れているのだらうというときには、我々の判断で、市にも通報しながら、窓ガラスを割らせてもらいますと言って入って、去年も何件か中で倒れているのを見つけています。

それが、今、4月からの船橋市の対応は、センサーを入れていますので、全く寝たきりとか倒れている場合には、必ず警備会社が見に行くようなシステムになっています。これを利用すると、このサポートが随分うまくいくのではないかと。

我々がパンフレットを渡しているのは、ご自分で手を挙げている、要するに安心登録カードというのがあるんですが、そのカードに登録している方の家には行って、市にこういう制度がありますよというのをPRして、また相談を受けて、そういうところへ案内してあげていますが、経済的余裕があってという前提の方はこういうところに全く飛びついてこないんです。マンションに入っていたり、結構お金はあるので、何とかなると思っていると思うんです。市のほうも広報を使ってそういうシステムはPRはしているのですが、そういう方に限って船橋市の広報はあまり見ないみたいですね。

ですから、こういう制度をどういうふうにもっと全市民にPRできるかというのをやれば、高齢者でひとり、身元引受人がいないといっても、そういう対応ができますよとオーナーにもPRすることで、多分今よりはオーケーしてくれる方が増えるのではないかと思いますね。間接的に市がかかわりますので。

○林委員

生活支援を受けている人たちが借りている場合は、そういう年齢になると、自動的にレーザーみたいなものがついた機械が借りられるんですか。

○中墓委員

ご本人が、例えば身体的にもう介護が必要とか要支援という認定があって、しかも本人が申請しないとだめです。手を挙げないとだめです。誰かがつけてあげてくださいと言っただ

けではだめで、我々が情報を上げた場合には、Aさんという人がこういう感じでひとり暮らしが大変今厳しそうだと。もうそろそろ施設へ入れたほうがいいんじゃないですかという人の情報を上げて、それで本人にも申請をするように書類をもらってきてあげて、させています。

その場合には、勝手に部屋の中に入るようなシステムになりますので、遠縁でも何でもいいんですが、やはり身内がいれば身内の同意も必要になります。別居でも。お金はあるのだけれども、全くそういう人がいないという場合には、そういうことをちゃんと申し出て、緊急通報装置を設置したいと申請すれば、700円かそれぐらいお金は取られると思いますが。生活保護を受けている方はお金は取られませんが、そういう経済的余裕のある方は何がしかのお金もかかりますので、それは市のほうへ申請して相談すれば受けられるはずです。

○林委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員長

今お話になっているのは、この資料8のどこかに書いてありますか。

○事務局（住宅政策課長補佐）

資料8の裏面の「見守り等」の1番のところです。

○委員長

見守り等の1番ですね。高齢者福祉課です。

○中基委員

そこでそういうことをしますので。やはり有料ですね。無料の場合は生活保護や何かですから。

○委員長

有料で貸し出すということですね。

○中基委員

そうですね。

○委員長

これは民間賃貸住宅に入居するときに、これを利用してくださいというのを条件にして入居することはあるのですか。

○高齢者福祉課長

高齢者福祉課です。担当課ですけれども、今おおむね中基委員からご紹介いただいたとおりだとは思いますが、これは65歳以上になると自動的に使えるよということではなくて、使っていただくに当たりましては、この方の身体状況とか、例えば持病があつて、常に見守っていないといつ何があるかわからないとか、そういった条件もございます。その条件に該当する方に関しましては無料で使っているのですが、75歳以上で、身体状況はまだ元気そうなんですけど、不安だと強く訴えるような方に関しましては、有料で使っていると思います。

この際は課税状況によって料金が２段階ありまして（市民税・県民税課税者は月２，１６０円、非課税者は月１，０８０円）、それはこの資料に書いてあるとおりだと思いますけれども、料金が２通りあるというのはそういうことでございます。

○委員長

今ちょっと質問しかけたのですが、民間賃貸住宅に入居されるときには、この仕組みを使ってくださいという条件で、高齢者のひとり暮らしの方に入居していただくというような運用は可能なんですか。

○高齢者福祉課長

今申し上げましたとおり、個々の方の健康状況等も考慮して運用していますので、もし、そういったことをしようとなると、若干今の制度を見直さないと、このままでは……、ということだと思います。

○委員長

もう一つ、その健康状況というのは、要支援とか、介護認定を受けているという意味ですか。

○高齢者福祉課長

必ずしも要支援とか要介護ではなくて、例えば持病で心臓病があるとか、危険な病気とか、そういった場合も入れています。

○委員長

なるほど、わかりました。

○林委員

もしも親子が離れて暮らしている場合、お母様やお父様がこちらへ住んでいて、本人は随分遠くに住んでいるのだけど、いつ、どうなるか、そういう病気を持っていなくても、非常に心配だから、有料だったらそういう設備を取りつけてほしいんですというふうに言われたら、市はそれをしていただけるのでしょうか。

○高齢者福祉課長

実際に遠く離れているお子様が親御さんを心配して相談をされるというようなケースもございます。さっき申し上げましたとおり、７５歳以上であれば、そういった条件で使うということもできます。

○林委員

わかりました。

○高橋（弘）委員

質問してよろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○高橋（弘）委員

私もその機械を使っている方はもう承知していますし、使った状況になっている方もいて、まず一つは、お風呂で事故になると全く対応できないです。今、孤独死される方はお風呂が多いです。

それが一つと、あと、これは連絡先が緊急連絡先の人に行くようになっていると思います。例えば、ボタンを押しますよと。その後、動かないでいるとライトについているセンサーが連絡をするということになりますけれども、結局、この間起きた件では、2時とか3時にご本人の親族の方がそこに駆けつけないとうとうにもならないということになってしまったんです。その後、救急車で運んだ後、センサーが動いていないということで ALSOK が来て、何の意味もないねというような状況になってしまったことがあったんです。

それがレアケースか、レアケースでないかは別として、今のところ、それが機能しているのは間違いはないですけれども、どこに通報できるか、されるかということで、先ほど来、資産はあっても連絡先がない方をどうするかというような話があったと思いますが、もし、その人を私たちが受け入れるとすると、不動産会社に連絡が来てしまうというようなことになる。そういうことで進んでいくと、なかなか普及しないのではないかと思います。

だから、連絡先がどこになっていて、その後の対応がどうなっているかというのが、ALSOK 任せでないようなシステムに変更していかないと、多分、大きな果実は得られないのではないかと、個人的には思います。

○高齢者福祉課長

以前は最初の駆けつけを、例えば民生委員の方をお願いをしていました。それですと、今お話があったとおり、夜中に実際には行けないのではないかと、そういったことで今、最初の駆けつけは ALSOK のほうでやるように運用を変えております。

○高橋（弘）委員

いつからですか。

○高齢者福祉課長

この4月です。

○高橋（弘）委員

本当につい最近ですね。

○委員長

それはすばらしいことだね。なるほど。

○高齢者福祉課長

ごめんなさい。昨年の半ばぐらいだったと思います。契約をその時点で変えているので。すみません。昨年の半ばです。訂正します。（平成27年7月から新規貸与者に対して運用開始。以前からの貸与者には徐々に入れ替えを行い、平成28年4月に完全移行。）

○委員長

なるほど。それであれば随分使える可能性がありますね。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○副委員長

先ほど高橋（弘）委員のほうから、統合失調症の方を受け入れているという話をされましたね。

○高橋（弘）委員

受け入れたことがある。

○副委員長

「障害者」とひとくくりにしているけれども、一番難しいのが精神障害の方です。この間も当事者団体の方といろいろ話をし、住宅の確保をどうしましょうという話をしました。もちろん、軽度の方は大丈夫ですけども。ほぼ今のところは手が無いのですが、実際にその支援をやっているところは、24時間すぐに対応できるように、そして、支援する方法もいろいろ訓練したりしている、そういうところはあるんです。そういうところがつながればよい。実はその方たちは一番住宅を探しているんです。

そのあたりの話を、やったことがあるぐらいでも、その後で困ったことがあったのか、あるいはうまくいったのか、どうだったのかをちょっと聞きたかったのです。

要するに、誰をこの居住支援協議会で対象にするかという議論が結構最初のころは大事かと思うのですが、先ほど、ある程度の資力のある人から始めて、だんだんに広げていこうというのは、悪くはないのだけれども、板橋の経験では、相談という形でどうぞと言って、高齢者を中心にとはしたんですけども、やはり障害の方も来ますし、それから本当に困った、DVで被害を受けた人だとか、そういったいろんな人が恐らく出てくる。だから、困難な人がどれだけいて、そういう人たちに対して何をするかという、うまい言い方ができないんですが、先ほどのある程度資力のある人というのは、そういうふうに制限をするのでしょうか。

どうやっても今の民間の賃貸住宅の空いているところを借りようと思ったら、それなりの家賃を払える人しかだめなんですね。それ以外というと、あとは生活保護の方だから。そうすると、家賃を払える、それはうんと安いとしても、払えるレベルの人しか助けられないとか、そのことでもって一定の資力のある人というふうに言うのなら、それはそれでわかりますが、先ほど、事務局である程度のところからという福岡の例を出されましたが、具体的にはどういうことなのかがよくわからなかったのです。私自身が混乱していますが。

○委員長

では、その資力のある人から始めたらどうかという、多分その提案についてのご質問だと思うのですが、いかがでしょう。

○事務局（住宅政策課長）

具体的に資力とは、年収が幾ら以上とか、貯金が幾らあるという考えは持っておりません。

福岡の例を調べたときに、例えば預託金によるサービスは50万円を預託するとか、預かりサービスは3,000円を払うといった、そのサービスを受けるためには家賃以外にそういった費用がかかってきて、それを払える方であれば、こういうサービスを使っていただくことで民間の賃貸住宅に入居しやすくなるのではないかとといった観点で、ある程度経済的に余裕がある方という言い方をしております。生活保護の方は生保のほうで家賃は保証されているところで安心感があって、すごくお金のある方はまた別だと思います。預託金50万円

を払えるぐらいの層の方も大丈夫で、本当に問題になるのは、生保の受給はできないし、50万円の預託金が預けられない方々だろうということは認識をしております。

ただ、全ての方が使えるサービスというふうに求めていくと、家賃を払ったら生活するのがいっぱいいいで、3,000円のお金が払えない、50万円を預けられないといった方に何ができるのかというところも考えなくてはならなくて、そうすると何も始められないのかなと思ったので、まずは福岡方式を考えたらどうだろうというふうに思ったところです。

○副委員長

わかりました。うまく整理できないのですけれども、預託金とかそういうのを知らないために自分がサービスを受けられないという人がいたら、それは教えてあげればいいわけですね。教えてあげて、安心できる場所へもっていけばいい。

例えば結婚していて、夫婦でいて、夫の年金もそれなりにあってやっていた。ところが夫が亡くなってしまって、自分だけの年金になったら今までのところはいれない。今度探そうと思ったらはいれないし、かなりのダウンしたところへ行かなくてはいけない。そうなったときに困っているというのが、女性の場合相当たくさんあるわけです。

その辺の人たち、資産があればさっき言ったように教えればいいんだけど、なかった場合、そういう人に対しても、何らかの形で支援ができないかどうかなんですね。もちろん限界はわかっているわけです。市場でもって家賃5万円ですね。そこでなら生活できますというふうな形であればいいんだけど、そうではない人たちに対してじゃあどうするかということです。それはここで1年間の検討をしてどうするかで、新たに家賃補助の制度をつけ加えとか、ほかのことをやるとかということならいいかもしれないのだけれども、その辺の課題なんですね。

だから、情報がわかっていないためにそのサービスを受けられずに入れないという人は、情報を渡せばいい。だけど、そうではなくて、情報わかっていても入れない人たちをどうするかが問題。民間賃貸住宅に入れるということを前提にしていれば、家賃を払える人を相手にしているわけだから、その限りでは本当に困難な人は相手にできないですね。

本当に困難な人を何かしようとしたら、生活保護か、もう少し上だったら家賃補助をするしかないわけです。だから誰を対象にするかということ整理して、ただ情報を提供するだけというのだったら、もうそれは市のほうでやってくださればいいのではないかと、わざわざ居住支援協議会までやらなくてもいいのではないかとすることがあります。

もちろん、経済的にある程度家賃が払える人といっても不安なわけだし、それに対して、その人たちは見守りなり居住の安定をできるような支援をかけるということはきっとかなり必要で、よほど頑強に嫌だと言った場合は、居住支援協議会で取り上げるような住宅のあれはできないというぐらい言ってもいいのかもしれないんだけど、やはり生活支援とセットにして仕組みをつくるというのは必要なだろうというのはあります。

その前のお金の問題についてどう考えていいのか、もう少し議論していただければと思います。

○委員長

何かこれについてご質問、ご意見は。

○高橋（弘）委員

中島先生がお優しいのでそういうお話になっていると思うのですけれども、この居住支援協議会の資料4を見て、一番初めに、「民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織です」という言葉がありますよね。ですから、例えば健常者で若くて普通に生活している人で

も、私たちは資力がないのでお断りしますというのは普通にある話なんです。賃貸住宅に入れることができませんと。例えば年収が100万円しかない方、働いているけど100万円ですと。10万円の家賃のところに入りたいと言っても、これは無理ですということでお断りをします。それと同じようなことだと思いますので、資力のない方は市場原理でどうしても、老人であれ、障害者であれ、お断りするしかないという場面は出てきてしまうのだと思うのです。ですから、その後にその人たちをどうするかというのは必要だと思いますけれども、その対象となっている人が、本来であれば入居できる資質、資力、あるいはそういう総合力を持っているにもかかわらず入れない人を、円滑に入れてあげるということをメインテーマに考えるというのが、多分、栗林さんのおっしゃっていただいたことの端的な言い方なのだろうという気はします。

ですから、私たちのほうは、入れる人には入ってもらいたいし、入れない方には申し訳ないけれどという姿に結果的にはなってしまうのだと思います。それを大前提に先日からずっとお話をされてきていて、どういうふうにしたらこれが入っていけるかということだったのですが、先ほど8ページの裏面にあった、県民税課税者は月2,160円、そうでない方は1,080円という利用料があると思いますけれども、実際にはもっとずっと高い値段だと思うんです。ALSOKに対して契約している金額というのは、ものすごく高いと思います。でも、その金額が幾らであるか、設置費用が当初幾らかかるかということが認知されて不動産業者がそれを招致すれば、これをつけていただければ入居させますよということは、多分爆発的に広がるんだと思います。だからこの内容が、2,160円、1,080円ということだと、市にお願いしてこの装置をつけてくださいという話になりますので、広がり方はゆっくりになりますけれども、ALSOKとそういう提携が、不動産業者、宅建業者、全日もそうですが、それと結ぶことができれば、安ければですけど、かなりの部分が一気に解決できるのではないかなと考えます。

だから、まずは、中島先生の言われたように、助けていかなければいけない人はたくさんいるのは事実だと思いますが、その前に、入れるのに入れない人を入れてあげること一番先にやって、その後でいろいろと細かなところを考えていくほうが、実績が上がるという言い方がいいのかどうか分かりませんが、何となく実績が上がっていくのではないかなと思うので、こちらの数字のほうをもう少し詳細に教えていただければと思います。

○委員長

よろしいでしょうか。今の質問に答えられますか。実際に ALSOK と契約しているのが幾らぐらいかというのはできますか。

○高齢者福祉課長

予算額全体はわかるのですが、細かい内訳までは今わからないので、すみません、ちょっと保留させてもらっていいですか。

○委員長

わかりました。では、次回で結構だと思います。

私が前に聞いたのでは、セコムは普通に契約すると月に2万円です、このサービスは。それが2,000円ですから、すごく安いですね。

○林委員

今おっしゃるようなことをやると、市の行政はどれだけお金を。それだけではないわけですからね。支援協議会だのいろいろなものがありますから、それはちょっと。

○委員長

そうすると先ほど事務局から説明があったように、対象を絞り込んでいくことになりますね。非常に体が弱った人とか、そういうふうになっていくでしょうね。

○中墓委員

私どもの経験からすると、今の高橋（弘）委員のご意見ももっともなのですが、民間の警備会社にストレートで契約しても、今、船橋が去年あたりからやっている制度とは一致しないと思います。というのは、船橋市のほうは、そのお宅の鍵を預かってしまうんです。多分、警備会社に自分から契約したいという人だったらそういう了解をとりやすいかもしれませんが、船橋市がかかわっているという安心があって鍵を預けているのが今のところ大半なんです。だから警備会社とだけというと、鍵を預けたくないという人が出てくるので、そうすると前と同じように、何か信号が出たんだけども家の中に入れないという事情は一緒になると思いますね。鍵も預けて警備会社と信用で契約を結ぶのだから、悪さはないですが、ただ、今の社会事情からいくと、安心安全だったはずのところの職員が悪さをしたりという事故も結構出ているので、公がかかわっているという、そこがすごく市民の方には安心感を与えているのは確かだと思います。

○高橋（弘）委員

ご存じかどうか分かりませんが、私たちが管理している賃貸住宅というのは、全て私たちが鍵を持っています。だから入ろうと思えば、私たちは自分たちが管理している家には入ることが実際にはできるんです。でも、それは、10年ぐらい前に一度事件がありましたけれども、ほとんど起こっていないのが事実だと思うのです。急速にこれを広げていきたいということであれば、例えば市が間に入って契約を仲立ちするよと。ただ、負担はあまり市はしませんよという姿になっていけばいいのであれば、それでもいいと思うのです。

私たち不動産業者の側から言えることは、とにかく事件が起きないこと、事故が起きても対応できることということになっていけば、空いている部屋はたくさんあるんです。借りたい人がいたら積極的にインターフェイスさせたいというのは事実なので、もしそれが市だったら入れて ALSOK だったら入れないというのは、多分、法律的にはおかしい話かなという気がするんです。例えば、ALSOK と直接契約しました。ALSOK は中に入れませんというのは、船橋市が間に入っている、入れないのは一緒ではないかなという気がします。その辺の整備ができて、契約が直接できる、あるいは船橋市が介在したほうがもちろんいいのですが、多分なかなかしてくれないでしょうから、そういう姿になれば、大きな数字の部分は解消していけるのではないかなという気はします。

○中墓委員

そのとおりだと思います。不動産の管理会社が鍵を持っているのは承知なんです。それでもやはり何かあったときには入れないし、警察も不動産会社にあけろとは言わないで、オーナーのところに連絡が来ますよね、こういう事故があったのであけてくださいと。それはわかっているんですが、船橋の場合には自分から申請して緊急通報装置を設置してもらいたいという申請書が上がってきて、その契約書の中に預けてくれますかというのが入っているんです。それで了解しているのでやるんです。市民も船橋市が入っているというその安心感があります。管理会社を疑っているわけではないのですが、不動産会社がいつでも入れますという契約は、恐らくしていないと思います。何か緊急のときというのはあるのかもしれないですが、その違いをうまく説明ができて入居者と契約ができれば、何かあったときには

入って確認をさせてもらって救急車を呼んだりすることができますが、鍵をあけていいですかというのをきちんとやれば、今の船橋市がやっている制度と似たような制度でもっと早く関係ができるのは確かだと思います。

○委員長

いずれにせよ、市はお金を使わないで信用を使うという話ですね。それがもしうまく組み立てられれば、うまくいくかもしれないですね。今後の課題でぜひ整理していただきましょう。

ほかにいかがでしょうか。

○中基委員

今の話からは外れますけれども、船橋市の事例をいろいろ書いたり、福岡の事例があったりするのですが、入居してもいいか悪いかというのは、ひとり暮らしだとか老老世帯だということだと、もう死が近いなというのは我々でも思うことで、当然オーナーも管理会社もそういうことを念頭に置いていると思うのです。ですから、入りました、何年もたたないうちに亡くなってしまったというときに、処分が嫌だなということですから、やはりアンケートもそうですし、福岡のほうでも「すまいサポートふくおか」で、緊急対応と、死後事務委任とか埋葬をどうするかとか、そういうことが、ひとり者あるいは老老夫婦で入っても、身内がいらない場合にはこういうふうにやりますよというシステムがはっきりしていれば、今よりは入りやすくなるし、オーナーも了解してくれる方が多くなると思います。

具体的に生に言ってしまうと、やはり死んだ後の処置が嫌だということが前提にあるんです。これをきちっと、不動産会社が全部やるよということではなくて、不動産も関係するかもしれないことも含めて、死後の手続だとか処分をこういうふうにやって、オーナーには迷惑はかかりませんよというシステム構築ができて、PRができると、もっと入居しやすくなるのではないかと思います。

○委員長

確かにそういうサービスをどう組み立てるかというのが一番の課題ですね。

今、出ているお話では、そのサービスの組み立ては、現在ある補助制度以外に新たに補助を想定しないでまずは出発したいというふうに私は理解しました。先ほどの資力があるという意味は、すなわちサービスは有料であるという、そういう前提から出発して、その後どうやって拡大するかを考えましょうというふうに事務局はお考えなのだと理解しましたけれども、そういう理解でよろしいのですか。

○事務局（住宅政策課長）

今、そういうふうに考えていますけれども、実は庁内の検討委員会の中でも、先ほど中島副委員長がおっしゃったような、例えば障害者をどうするのかとか、お金がない高齢者をどうするのかというのがもちろん出ているんです。そこをどうするかというのは、正直、庁内では答えが出せていなくて、みんなで一緒に考えていきましょうというところで、決してないがしろにしているのではなくて、道筋がちょっと立たない、どうしていいかわからないというところが本音の部分ですので、除外しているわけではないというところはご理解いただければと思います。

○副委員長

要するに、今の不動産の団体の方たち、基本的に商売ですからちゃんと成り立たなくては

いけないから、その範囲でやるんですけれども、ほかのところでもちょっと議論したのは、その団体が何らかの形でもう一步、困難な人たちが目の前にいるといった場合に、今考えようとしている仕組みを業界自身がつくるというふうにはならないのでしょうか。関西のほうのあるところでは、これはもう簡易宿泊所の話ですけれども、そこで社会貢献的部分としてやったところもあるわけです。これは船橋の業界の方たちだけがやるのでは限界があって、もっと大きなところで検討するべき話なのかもしれないのですが、何かもう一つ、今どちらかという市を中心にした仕組みがあるけれども、業界の宅建さん、不動産屋さん、あるいは家主さんたちが、何らかの形で、社会的不動産屋さんとか、そういう意味でのある部分の事業を新たに船橋でやってみるとか、そういうことができないかどうかなんですけれども、いかがでしょうか。

○高橋（弘）委員

先ほど統合失調症の方の話をしてしまいましたが、統合失調症の方がいらっしゃって、オーナーさんに入居の確認をしたら、いいですよという話でした。ただ、親戚の方とかいろんな方に話を聞いたら、自殺されたらどうするんだとか、騒いだらどうするんだとかというようなことを言われて、結局断られてしまったんです。

住むところがなくなるということだったので、私どもが持っているアパートであれば、これは私がイエスカノーか言えばいいので入居させてあげることになりました。ついてはいろんな誓約書だとか、例えば騒いでほかの人が出て行くようなことになると困るので、その際には出て行ってもらいますよとか、いろんな文書をつくって入居はしていただきました。ただ、これが先ほど言っていたような消費者保護法に絡んでくると、無効と言われる可能性があるもので、ちょっと怖いというのは感じつつ、でも、住むところがない、女性でしたけれども、かわいそうだったのでとにかく入れてあげたい、というようなことを考えてそうしました。

その後、障害者のことについて考えると、老人よりも障害者のほうが賃貸には入りづらいです。皆さん隠して入ってしまうんですけれども、それは損害賠償の対象になるので、これもまた悲惨なことになります。なので、今、私個人の話ですけれども考えているのは、自分で障害者用の住宅を建てて、障害者に貸す住宅をつくってしまおうと思って、計画も立てています。それがいいか悪いかは別として、それぐらいどうも障害者の方が困っている状況があるんだというのは感覚的に最近思っていて、それが先ほど来申し上げているように爆発的に広がるかどうかは別ですけれども、誰かそういう人が出てこない、アパートをつくったときのように土地を持っている方が障害者用の住宅をつくるというのは、なかなか大変なんです。そういうのを感じている業者がつくっていくという姿しかしばらくの間はないのかなと考えて、今はそれを個人的には実践しています。

○林委員

先ほど中島さんがおっしゃったように、不動産関係と市が一緒になって、亡くなった最後まで、火葬までのそれが本当にできるようなシステムができないとは思えません。というのは、大きな県本部のほうに持って行っていただくと、そういう話はあると思います。ただ、各市に一つずつというのはあれかもしれませんが。不動産業界も何のために、誰のためにということを、みんな考えながら仕事をしているわけですから、そういうことは全く無理ですということはないと思います。

ただ、先ほども私が言うように、そういう生活保護の人たち、また、先ほどおっしゃったように精神的な病気の方がものすごく多いんです。兄弟が二人ともそうであったとか。そうなってくると、本当に貸した後も出て行ってくれとも言えないし、一体どこまで面倒をみたらいいのかと悩むことが多いです。そういう人ってほとんどが生活保護を受けているんです

ね、働けないから。家賃のほうは、不動産屋としては市のほうから最低家賃4万3,000円は入ってくるのであれなんでしょうけれども、ずっとそこに居住させるとなると、オーナーチェンジがあったりするときには難しい問題もありますし、そういう人たちだけを十把一からげにどこかに持って行くということも、また難しいと思います。

○副委員長

前にあんしん賃貸支援事業ってありましたね。5年間やって、もう終わってしまったんですけれども。そのときには、あんしん賃貸の指定店でしたか、拒否をしない店をそれぞれやるというのと、それからもう一つは、国交省の事業で画期的だったのですが、それに対する居住支援という団体をくっつけてやりました。5年間だけだったから、行政のほうも、困難な方に住宅を貸したけれども5年で終わりですというわけにはいかないからといって、みんな手を挙げなかったんです。その中で幾つか挙げたのは、障害者団体の方で、北海道とか板橋もそれで実績があるんです。特に精神障害の方は非常に困難ですから、サポート団体がしっかり見ていないとすごく不安なわけです。そういうサポートする団体とそれがセットになって貸すということができれば、やはり大分違うと思います。だから、あのあんしん賃貸支援事業は続けてほしかったのですけれども、形を変えて今のセーフティネットになったと思います。そういう仕組みができればと思っているのですが。

○委員長

その話は、一番最初に高橋（弘）委員から出た、グループホームをこの協議会の対象に含むかどうか非常ににかかわっていて、精神障害の方とか知的障害の方が一般民間賃貸の中にぽつぽつ入っていて、それをサポートするというのを持続可能にできるかというのと、それは非常に難しいと思います。そこでグループホームという発想が出てきて、今、民間賃貸アパートをグループホームに切りかえるという例もぽつぽつ出始めているらしいので。あと、空き家を活用してグループホームにというのは、それはもちろん前からあります。知的障害者用と高齢者用ですけれども。今の話を聞くと、そういうこともこの中で対象にしていかがるを得なくなるのではないのでしょうか。それもぜひ課題にしていかないと要望に応えられないということになってしまうので、ぜひ検討していきたいと思います。

○林委員

若い方の生活保護というのは、ほとんど精神的なものです。

○中基委員

高橋（弘）委員が、個人でそういった施設をつくるというお話があったと思います。

○高橋（弘）委員

会社です。

○中基委員

あっ、会社でね。つくるというお話があったと思いますが、大変すばらしいなと思っています。もしつくったら、ぜひ関係する我々民生委員の協議会などに情報をいただければ、ふだん地域を見回っているときにそういう方がいれば、高橋さんの会社にすぐそういう情報を入れますので、そういうネットワークもやはりつくっておく必要があると思います。

何でも市役所にやれというのはもう無理な時代ですから、民間で、あるいは個人で、慈善的精神でバーンとつくってくれる方は、ほかのところもみんなで支援していかないと、次の

高橋（弘）委員の会社みたいなところが出てこなくなりますので、そういうことができたなら採算が合うように、どんどん入居者が集まるとか情報がぼーんとすぐ飛ぶということで、施設をつくったらすぐ満杯になるような状態をつくってあげるシステム構築が必要な気がします。実際に高橋（弘）委員の場合は、多分そうやるのだろーと思います。

入れない人は、はっきり言ってどなたが入れないかというのはわかるんです。障害者の方とか身内がいなくてとかわかっているんで、そういうことを承知してつくっているオーナーに対しては、市も何らかの支援ができるならやってほしいし、我々は市がいろんなところに何でも支援しているので、もう無理というのもわかるので、民間の団体の中で、NPO法人や何かがいるのなら、そういうところにどんどんそれをPRしてもらって管理してもらうような、そういったものをどんどんやっていかなければいけないのかなと思います。高橋（弘）委員の先ほどの発言は感動しました。

○高橋（弘）委員

私、行政のほうに苦言を呈する形になってしまうのが嫌なので本当は言いたくなかったのですが、実はこういうものをつくろうとすると、事業者を相談に連れてきてくださいと市のほうに言われてしまうんです。僕はアプローチは2つあってもいいのだと思うんです。グループホームをつくりたいという事業者がこんな計画を立てていますというのも一つですけれども、住宅を提供することのできる、そういう意味でいうと住宅供給者のほうの側でこんなものをつくりたいんですというような、2通りのアプローチがあってもいいと思うんですけれども、何かをしようとするカテゴリがないので、事業者と相談させてくださいというようなことになってしまっただけで、実際にそんな感じのこともあります。どうも箱の中から出ることを行政の方がなかなかしてくれないので、個人的にはもう少し積極的にやりたいなとは思いつつも進まないという現実もあります。

だから、中基委員がおっしゃっていただいているように、本当は広く困っている方にアナウンスをしたいんです。入れるところがありますよと。でも、実際にはもう決めてつくれないんですね。それは補助金との関係とかいろいろあるからだと思うのですが、事業者の方がいて、建物をつくる人、あるいは持つ人がいてというスタイルが、これから先出てくるのだろーなと思って今進めているのですけれども、私たちと直接話をするというのは、どうもうまく進まないという事実があるのは今のところ、ひいきされてしまうのではないんですけれども。

○委員長

わかりました。それを乗り越えるのがこの居住支援協議会で、例えばグループホーム運営業者と住宅の提供業者がうまく連携できるような場をつくっていくというのが、この一つのあり方でもありますね。

ほかにいかがでしょうか。

○副委員長

もう一つだけ言っていていいですか。船橋だと生活保護の住宅扶助費が幾らぐらいですか。

○林委員

4万3,000円です。

○副委員長

実際にどういう人たちが困っているとか、どのぐらいまで払えるかは今ここではわから

ないわけけれども、かなりぎりぎりか、それ以下ぐらいのあたりで、しかも一定の質を保った、そういった人たちに貸せる低家賃住宅の提供を、例えば船橋の一定の割合、持っていて空き家があったらその１％とかを特別に居住支援協議会に関連して低家賃住宅として提供するというのが、すごい乱暴なことを言っていますけれども、できないかどうかなんです。そういう人たちに対しては、先ほど来いろんな心配があったわけけれども、そのサービスというか支援は、市として、あるいは居住支援協議会として、見守りだとか亡くなったときのことはしますと。だけど低家賃で提供できないかと。それがない限りはなかなか難しいですね。それだって家賃を払う人の話を今しているわけですけども。

○委員長

今のは、低家賃住宅をいわゆる補助金なしでどうつくるかという話ですよ。例えば古い木賃アパートというのは、今、家賃３万円を切っているのが結構あります。船橋でどの程度あるのかわかりませんが、結構あるということ。それと、空き家活用型のある意味貧困ビジネスですけども、それも２万５，０００円ぐらいのものもあります。そういうのが今の段階ではなかなか行政の対象にはならないです。ほとんど違法建築ですから。それらをどうしていくかというのもこの居住支援協議会の対象で、だから市が直接やるよりは、こういう居住支援協議会の中で、多少違法建築であっても必要な住まいってあるので、それらに少し光を当てていくということを考えていかないと堂々めぐりに入ってしまいますね。いずれにせよ、それは今後どうしていくかというのは、少し課題として取り上げつつ整理していくということにしたいと思います。

あと、その関係で言うと、どうも今、被生活保護世帯に対してもかなり対象になるという話をされていますので、船橋市にも無料低額宿泊所というのが、どうも２カ所ぐらいあるらしいのです。当然それも本来は居住支援協議会の対象の一つになるはずで、正確に言うと区別する理由がないので、それらについて整理していく必要があると思います。平たく言えば、よい貧困ビジネスをどう伸ばすかというのも実はこの課題なので、悪い貧困ビジネスではなくて。それもぜひ少し取り組んでいくことができればというふうに私は考えています。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局からお願いできればと思います。

4. 議事

(4) 今後のスケジュールについて

○事務局（担当）

それでは、今後のスケジュールについて説明させていただきます。資料４の７「今後のスケジュール（予定）」をご覧ください。

居住支援協議会は、市の要綱に基づいて設置するこれまでの市の附属機関やそれに準ずる機関と異なり、会則をつくって設立します。設立に向け、必要な事項を定める必要があるため、居住支援協議会設立準備会を、本日を含め今年度４回開催する予定です。また、この居住支援協議会設立準備会と並行し、庁内検討委員会を開催していきます。次回の２回目の準備会で事業計画や予算案の作成を行い、３回目の準備会で居住支援協議会の組織・委員構成を検討し、居住支援協議会のスケジュールもあわせて決めていきます。２月開催の最後の準備会で会則を決め、設立総会や周知方法などを決めていきます。

以上です。

○委員長

今ご説明がありましたが、いかがでしょうか。何か質問ありますか。

第2回をいつごろやるかという話は特にご提案はないでしょうか。

○事務局（住宅政策課長）

8月を予定しておりますが、まだ日程調整を行っておりません。お盆の時期は外すということと、8月の終わりのころは9月議会が始まりますので、その間を縫って開催したいと考えております。

○副委員長

今の順番でいけるのかと思いますが、やはり誰を対象にするかとか、仕組みをどうするかというあたりが結構時間がかかります。だから、その仕組みづくりを丁寧にやって、誰をメンバーにしたらいいかということも当然その中から仕組みによって出てくると思います。だから最終的に決めるのは整理して決めればいいんだけど、そのニュアンスの問題ですね。

○委員長

多分、今の中島副委員長のお話は、いきなり困っている人全部に対することはできないので、まず最初はやりやすいところから出発するとしても、将来、段階的にどういうふうに発展させていくかという、そのスケジュール感、あるいはその提案ですかね、それも含めて出されるといいのではないかと思います。

○事務局（住宅政策課長）

ありがとうございます。福岡市でも委員が途中で加わってというのがありますので、船橋でも同じように考えていきたいと思っております。

○委員長

よろしいでしょうか、中島さん。それとも最初からフルスペックでやりますか。

○副委員長

いやいや、何か混乱していますが。

○事務局（住宅政策課長）

今回、市役所側はフルスペックで来ているのですけれども、そこまで最初からやるかどうかというところは、また次に検討させてください。

○委員長

何か言い残されたこととかありますでしょうか。

社会福祉協議会の高橋（孝）委員、何か今の話を聞いていて感想とかありますか。

○高橋（孝）委員

社会福祉協議会、高橋です。同じ社会福祉協議会で、福岡はまた大きな重い事業をやっているのですね、事業を始めて数年たって、この事業の課題とか問題点というのは何かもう出てきているのでしょうか。

○委員長

そうですね。大事なことで、もしわかれれば教えていただくと、今わからなければ次回

までに調べていただいて、ご報告していただくのもありますね。

○事務局（住宅政策課長）

今ちょっとお答えできないので、調べて次回お答えいたします。

○委員長

ありがとうございました。

ほかに何か言い残されたことはありますでしょうか。

○中基委員

スケジュールの中で、次の8月のときに事業計画と予算案の作成ということですが、例えばこれを我々にこのメンバーで予算案をと言われると、予算案をつくるということは、もうほぼ事業がこういうことならできるよという目安がないとつukれないと思うので、多分その前の庁内検討委員会で原案がつくられているとは思っているのですが、そういったものをここでまた覆すことは可能なんですか。あるいは、プラスアルファでこれもやれとかというのは。

○事務局（住宅政策課長）

恐らく可能だと思います。事務局をどこに置くかで大きく変わってくるのですが、事務局を市でないどこかの組織に置くことができれば、市の予算ではなくて、国から補助金が1,000万円いただけるんです。その1,000万円をどのように使うのか。例えばどこかの組織に置いて、そこの人件費にそのうちの何分の一かを充てるとか、それ以外をその事業費にしていくなとか、そういったお話だと思うのですが、まず事務局をどうするかというところもあって、そこも一緒に検討しないと予算案は決まてこないということと、予算案は第2回と第3回の2回の会議で考えたいと思っていますので、構成員とか事務局の体制もあわせてこれを検討していただきたいと思っています。

○中基委員

そうしますと、3回目に「居住支援協議会の組織・委員構成」というのがありますが、これが先に来ていたほうがいいのかという気もします。これも2回目のときに決まていないと、事業計画の大もとの核になるところがどこで協議しているのかというのが見えない中で、予算ができたから事務局はあなたですよというのか、前後が、そういうところも先に決まていたほうがいいのかと、ちょっとお話を聞いて感じました。

○事務局（住宅政策課長）

ご提案いただきましてありがとうございます。今回ののは他市の例を少し参考にはしましたが、けれども、船橋市らしいやり方で考えていきたいと思っています。

○副委員長

「住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう」という、入居の入り口のところが一つありますよね。だけど入居した後その人が、さっき言ったように亡くなってしまうとかいろんなことがあるから、その後というのは、その人はある地域に住むわけだから、その地域でもってどう生き生きと暮らせるようにするかというのがあって、そういうところでは社協さんなんかにはすごく期待するんですね。多面的に、社協さんがかかわれること、それから専門的なサポートとか、幾つかがかかわるので、入るところと、その後入ってからのことと、その辺をちょっと組んでいただけるといいかと思っています。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。大丈夫でしょうか。

それでは、以上で第1回の設立準備会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(11 : 55 閉会)